

支部規程

2012年3月24日制定

- 第1条 定款第3条に定める支部に関して以下のとおり規定する。
- 第2条 支部は、国内においては都市、都道府県、または一定の地域を単位とし、海外においては都市、一定の地域、または国を単位として設置することができる。
- 第3条 支部を設置しようとするときは、2名以上の発起代表者を定め、支部地域を示し、支部会員名簿を添えて、理事長に申し出なければならない。
- 2 前項の会員名簿には会員の住所、職業、卒業年次、卒業学科および専攻語を記載しなければならない。
- 第4条 支部の会員は、当該支部地域に在住もしくは在勤する会員とする。但し、在住地または在勤地が2ヶ所以上の支部地域にわたる会員は、任意にいずれかの地域の支部を選択することができる。
- 第5条 事務局長は、会員のうち支部地域内に転入または転勤する会員のあることを知ったときは、これを当該支部に報告する。
- 第6条 支部には、一定の事務所、または連絡場所を設け、支部長を決め必要に応じて幹事若干名をおく。
- 2 支部長、幹事は支部会員の互選により定める。
- 3 支部の事務所または連絡場所の所在地、ならびに支部長および幹事の氏名は支部委員長に報告しなければならない。
- 第7条 支部委員長は会員に関する情報提供などにより、支部の維持、運営に協力しなければならない。
- 第8条 事務局長は支部の設置および運営について、理事会の承認を経て、補助をすることができる。
- 第9条 支部は、支部会員の入退会および会員名簿記載事項の変更について、事務局長および支部委員長に報告しなければならない。

付則

- 第10条 この規程は理事会において決議された日よりその効力を発する。